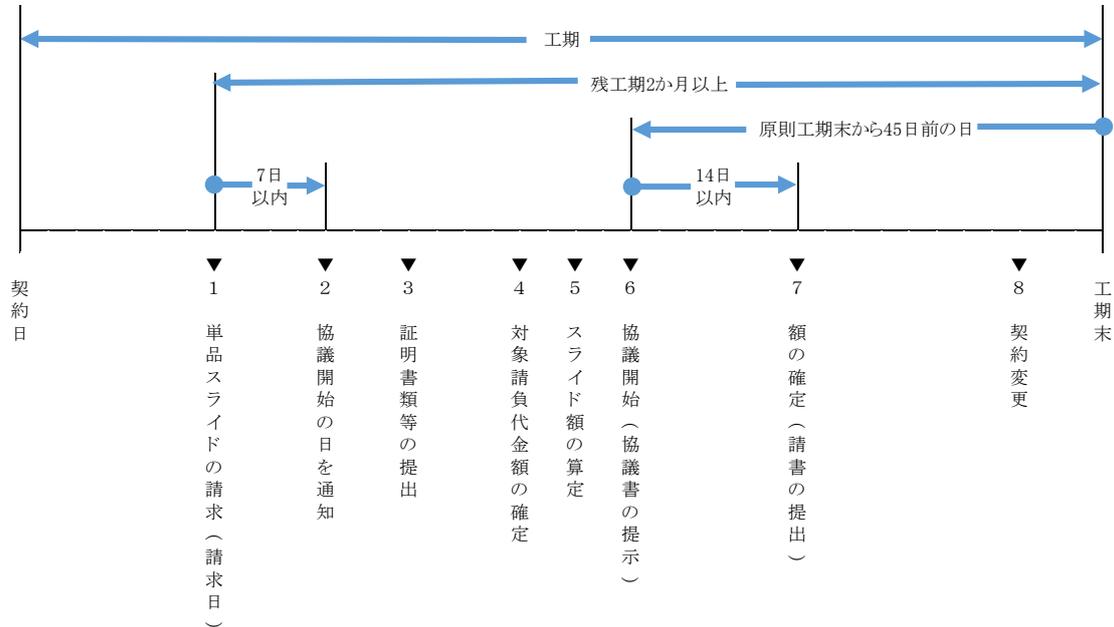


久留米市工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の運用手順



1 単品スライドの請求

請負者は、工事請負契約書第25条第5項の規定により、工事発注課に「様式1」「様式1-1」により、請負代金額の変更請求を行う。（ただし、残工期が2ヵ月以上有る場合に限る。）

2 協議開始の日を通知（請求を受けた日から7日以内）

工事発注課は、請負者の意見を聴いたうえで協議開始の日を定め、「様式2」により請負者に通知する。

（工事発注課が7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。）

3 証明書類等の提出

請負者は、請負代金額の変更申請後、出来る限り早期に（遅くとも協議開始日までに）各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該材料の搬入等の月を証明する書類及び材料集計表を添付した「様式3」「様式3-1」「様式3-2」「様式3-3」を工事発注課に提出する。

4 対象請負代金額の確定

協議開始前までに全体工事費を確定し、原則として精算変更契約を行う。

5 スライド額の算定

工事発注課は、請負者から提出された証明書類等を基に価格変動後における単価を算定し、対象数量を確認のうえスライド額を算定する。(別添「久留米市単品スライド条項の運用基準」等参照)

6 スライド額の協議開始(原則として、工期末の45日前の日)

工事発注課は、算定したスライド額について協議書「様式4」「様式5」「様式5-1」「様式5-1<別添>」を提示し、請負者と協議する。

7 スライド額の確定(協議開始日から14日以内)

工事発注課は、合意したスライド額について請負者に「様式6」で通知する。
(協議が整わない場合(請負者が承諾しない場合)は、市が定め、請負者に通知する。)

8 契約変更

工事発注課は、再積算した設計書を精査したうえで設計変更し、総務部契約課に契約変更を依頼する。

9 その他

基本的には、国土交通省「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)令和4年7月」の考え方に準じた運用とする。